

相続登記が義務化 されます！

所有者不明土地問題の解決に向けて
不動産登記法等が改正され
令和6年4月1日から
相続登記が義務化されます。

不動産を取得した相続人
は、その所有権を取得した
ことを知った日から
3年以内に相続登記
をしなければなりません。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



詳しくは
右の二次元コードをスキャン
又は
「**法務省** **所有者不明**」
で検索！



佐賀地方法務局



Q 相続登記が義務化されたらどうすればよいのでしょうか？

相続により不動産を取得した者は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記を申請しなければなりません。

なお、相続人の間で、遺産分割の話し合いがまとまった場合には、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その結果を踏まえた登記を申請することになりますが、話し合いがまとまるまでは、ひとまず、法定相続分での登記を申請するか、今回新たに設けられた「**相続人申告登記**」の手続をとることで、**申請義務を履行することができます。**

◎相続人申告登記

登記上の所有者について相続が開始したこと及び自らがその相続人であることを申出をし、それらを示す戸籍謄本等を提出することで、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されます。



Q 新しい制度の前に相続登記をしていない場合の取扱いはどうなるのですか？

相続登記の申請義務化の対象となるのは、不動産登記法の改正法が施行された後に開始した相続だけでなく、**改正法が施行される前に既に所有者が死亡し、相続が発生している不動産についても対象**となります。なお、相続登記は、令和6年4月1日の施行日又は相続により不動産を取得したことを知った日のいずれか遅い日から3年以内に申請する必要があります。



Q 相続登記をしない場合には罰則があると聞いたのですが本当でしょうか？

正当な理由がないのに相続登記をしないと、**10万円以下の過料**の適用対象となります。

ご自身で相続登記申請手続を行う場合



法務局ホームページから登記の申請書の書式をダウンロードできます。「不動産登記申請手続」から「不動産の所有者が亡くなった」をお選びください。



「不動産登記申請手続」

佐賀地方法務局では、予約制の登記申請手続案内（原則として電話）を行っています。事前に電話又は窓口でご予約をお願いします。

佐賀地方法務局登記部門	☎0952-26-2184
佐賀地方法務局武雄支局	☎0954-22-2779
佐賀地方法務局伊万里支局	☎0955-23-2885
佐賀地方法務局唐津支局	☎0955-74-1442
佐賀地方法務局鳥栖出張所	☎0942-82-2621



佐賀地方法務局
ホームページ
(登記手続案内詳細)

司法書士へ依頼する場合

登記申請手続は、司法書士が代理人となって行うことができます。ご依頼をお考えの方は、佐賀県司法書士会、相続登記相談センター又は最寄りの司法書士にお問合せください。



佐賀県司法書士会	☎0952-29-0626
相続登記相談センター	☎0120-13-7832



佐賀県司法書士会
ホームページ